防衛庁訓令第２８号

防衛庁所属国有財産（船舶等）の取扱いに関する訓令を次のとおり定める。

昭和５２年７月１日

防衛庁長官　　三　原　朝　雄

防衛省所管国有財産（船舶等）の取扱いに関する訓令

改正　昭和59年6月30日庁訓第37号
平成元年3月4日庁訓第6号
平成5年3月23日庁訓第7号
平成13年1月6日庁訓第2号
平成13年9月13日庁訓第72号
平成15年4月25日庁訓第51号
平成16年10月29日庁訓第79号
平成18年12月28日庁訓第120号
平成25年3月28日省訓第28号
平成27年10月１日省訓第39号
令和元年6月20日省訓第8号
令和2年7月28日省訓第51号
令和2年12月28日省訓第67号

（趣旨）

第１条　この訓令は、防衛省が所管する国有財産のうち、国有財産法（昭和23年法律第73号）第２条第１項に規定する船舶、浮標、浮さん橋及び浮きドック並びに船舶の従物（以下「船舶等」という。）の取扱いについて、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において「部局」とは、規則別表第１に規定する部局のうち、防衛大学校、海上自衛隊地方総監部、海上自衛隊第１術科学校及び防衛装備庁をいう。

２　この訓令において「部局長」とは、部局の長をいう。

（所属区分）

第３条　部局が管理する船舶等の所属区分は、別表のとおりとする。

（所属替）

第４条　部局長は、船舶等の所属替を受けようとする場合は、規則第16条の規定にかかわらず、別記様式第１により、あらかじめ、防衛大臣に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、海上自衛隊に属する部局間の所属替については、別記様式第４により防衛大臣に報告するものとする。

２　部局長は、所属替予定日に所属替を行わなかった場合は、速やかに防衛大臣に報告す

るものとする。

（使用許可）

第５条　部局長は、国以外の者から部局所属の船舶等の使用（収益を含む。以下この条において同じ。）の許可について申請させる場合には、次の各号に掲げる事項を記載した使用許可申請書を提出させなければならない。

（１）　申請する者の住所及び氏名

（２）　使用しようとする船舶等を管理する部局名

（３）　使用しようとする船舶等の区分、種目名称及び数量

（４）　使用しようとする事由

（５）　用途及び利用計画

（６）　使用しようとする期間

（７）　その他参考となるべき事項

２　部局長は、規則第21条第１項の規定により部局所属の船舶等の使用を許可したときは、別記様式第２による国有財産使用許可書をその相手方に交付（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）については、当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）による提供）しなければならない。

（売払い）

第６条　部局長は、用途廃止した後国以外の者に部局所属の用途廃止をした支援船（200トン以下の木製のものに限る。）の売払いをしようとする場合には、規則第24条の規定にかかわらず、部局長限りで処理することができる。

（報告）

第７条　部局長は、規則第29条の規定により報告する場合には、取得又は用途廃止の日から30日以内に、それぞれ別記様式第３又は第５により行うものとする。

（受領官）

第８条　部局長は、船舶等の引渡しを受ける場合には、受領官を指名し、規則第31条に規定する照合及び受領調書の作成並びに当該船舶等の受領を行わせるものとする。

（被害報告）

第９条　部局長は、船舶等の滅失又はき損による損害見積価格が500万円を超えない場合には、規則第32条第１項本文の規定にかかわらず、防衛大臣への報告は、行わないものとする。

（台帳登録期日）

第10条　部局において、規則第３６条第１項に規定する台帳に登録する場合の期日は、次の各号に定めるところによる。

（１）　購入、新造、寄付等所有権の異動については、船舶等の引渡しを受けた日又は引渡しをした日

（２）　改造、修理、その他、これに準ずる異動については、工事完了による引渡しを受けた日

（３）　所管換、所属替等国の機関との間の異動については、国有財産受渡証書に記載され

た引渡しを受けた日又は引渡しをした日
（４）　誤びゆう訂正等台帳整理上の異動については、その事案の決議書が決裁された日
（５）　滅失又はき損した場合については、その事実発生の日

（現況報告）

第11条　部局長は、９月末日及び３月末日現在における船舶等の現況を別記様式第６によりそれぞれの期日から30日以内に防衛大臣に報告するものとする。

（委任規定）

第12条　この訓令の実施に関し必要な事項は、防衛大臣の承認を得て防衛大学校長、海上幕僚長又は防衛装備庁長官が定める。

附　則（抄）

１　この訓令は、昭和52年７月１日から施行する。

附　則（昭和59年６月30日庁訓第37号）（抄）

１　この訓令は、昭和59年７月１日から施行する。

附　則（平成元年３月４日庁訓第６号）（抄）

１　この訓令は、平成元年３月４日から施行する。
２　この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（平成５年３月23日庁訓第７号）（抄）

１　この訓令は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成13年１月６日庁訓第2号）（抄）

１　この訓令は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年９月13日庁訓第72号）（抄）

１　この訓令は、平成13年９月13日から施行する。

附　則（平成15年４月25日庁訓第51号）

１　この訓令は、平成15年４月25日から施行し、第１条の規定による改正後の受託試験研究の実施に関する訓令の規定、第２条の規定による改正後の防衛庁本庁所属国有財産（施設）の取扱いに関する訓令の規定は平成１５年４月１日から適用する。
２　平成１５年３月３１日までに許可した行政財産の使用に係る国有財産使用許可書及び船舶等の使用に係る国有財産使用許可書の様式については、なお従前の例による。

附　則（平成16年10月29日庁訓第79号）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附　則（平成18年12月28日庁訓第120号）

この訓令は、平成19年１月９日から施行する。

附　則（平成25年３月28日省訓第28号）

１　この訓令は、平成25年３月28日から施行する。
２　この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の防衛省所管国有財産取扱規則第３６条第１項及び第２項の規定により作成された台帳及び総括簿並びに同訓令第４０条の規定により作成された庁舎等管理簿及び国有財産増減整理簿の備付けについては、なお従前の例による。

附　則（平成27年10月１日省訓第39号）

1　この訓令は、平成27年10月１日から施行する。

附　則（令和元年６月20日省訓第８号）

1　この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

2　この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えるものを使用することができる。

附　則（令和２年7月28日省訓第51号）

この訓令は、令和２年7月28日から施行する。

附　則（令和２年12月28日省訓第67号）（抄）

（施行期日）

1　この訓令は、令和２年12月28日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）及び（２）　（略）

（経過措置）

2　この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第３条関係）

部　局　名	区　　　　分
防衛大学校	防衛大学校の用に供する船舶、浮標及び浮さん橋
海上自衛隊 地方総監部	(1)　地方総監部に籍が置かれている船舶及びその従物（特別警備隊、海上自衛隊幹部候補生学校及び海上自衛隊第１術科学校に配属されているものを除く。） (2)　地方隊の警備区域（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）別表第４の区域の欄に掲げる警備区域をいう。）内において使用する浮標、浮さん橋及び浮ドック（防衛大学校、海上自衛隊第１術科学校及び防衛装備庁に所属するものを除く。）
海上自衛隊 第１術科学校	特別警備隊、海上自衛隊幹部候補生学校及び海上自衛隊第１術科学校に配属されている船舶並びに広島県江田島市の地域において使用する浮標及び浮さん橋
防衛装備庁	防衛装備庁の用に供する船舶、浮標及び浮さん橋

別記様式第１（第４条関係）

第　　　号
年　月　日

防衛大臣　殿

部　局　長

国有財産（　）の所属替について（申請）

標記について、下記　　　の所属替を受けたいので防衛省所管国有財産（船舶等）の取扱いに関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第28号）第４条の規定に基づき申請する。

記

１　所属替を受ける部局名
２　現在の管理部局名
３　当該財産の台帳記載事項
(1)　口座名
(2)　所在地
(3)　区分、種目、数量等

区分	種目	用途・名称	構造・寸法・性能	数量	価格（円）

４　所属替を受けようとする事由
５　用途及び利用計画
６　相手方の同意書の写し
７　所属替（引渡し）予定日
８　その他参考となるべき事項

注：工作物（浮標、浮さん橋及び浮ドック）は、この様式に準じて作成する。

別記様式第２（第５条関係）

国有財産使用許可書

令和　　年　　月　　日

（使用者住所）　　　　　　　　　　（許可者）

（氏　　　名）　　　　　　殿　　　　　部局長

（官職氏名）

令和　年　月　日付けをもつて申請のあつた当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第６項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して３月以内に　　に対して審査請求をすることができる。なお、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して３月以内であつても、この許可の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。

また、この許可の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この許可があつたことを知つた日から６月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが日できる。なお、許可があつたことを知つた日から６月以内であつても、許可の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第１条　使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

管理部隊・機関名

所在

区分

数量

使用部分、別図のとおり

（指定する用途）

第２条　使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、前記物件を　　　　の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第３条　使用を許可する期間（以下「使用期間」という。）は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。ただし、使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間の満了２か月前までに、部局長に申請しなければならない。

（使用料）

第４条　令和　年　月　日から令和　年　月　日までの間の使用料は、　　円とする。

２　前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。
３　使用者は、分担金（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）及び使用物件に附帯する電話、暖房、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければならない。
（使用料の納付）
第５条　前条第１項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。
（使用料の改定）
第６条　部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。
（延滞金）
第７条　指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、次項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
２　前項の延滞金利率は、延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和32年大蔵省告示第８号）に定める率とする。
（物件保全義務）
第８条　使用物件は、国有財産法第18条第６項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、常に善良な管理者の注意をもつて維持保存しなければならない。
２　前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、全て使用者の負担とし、その費用は請求しないものとする。
（使用上の制限）
第９条　使用者は、使用期間中、使用物件を第２条に指定する用途以外に供してはならない。
２　使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
３　使用者は、使用物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に部局長の承認を受けなければならない。
（使用許可の取消し）
第10条　部局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。
（１）使用者が許可条件に違反したとき。
（２）国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため使用物件を必要とするとき。
（３）使用者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）で

あるとき。
（４）使用者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（５）使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（６）使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
（７）使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
２　部局長が前項（第２号を除く。次項において同じ。）の規定により使用許可の取消しをした場合において、これにより使用者に損害が生じたときは、何ら賠償又は補償することを要しない。
３　使用者は、部局長が第１項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

第11条　部局長が使用許可を取り消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、直ちに、使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。
２　使用者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用者は、何らの異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第12条　使用者は、その責めに帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用物件を原状回復した場合は、この限りでない。
２　前項の規定によるもののほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第13条　使用許可の取消しが行われた場合においては、使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であつても、その費用等の償還を請求しないものとする。

（実地調査等）

第14条　部局長は、使用物件について随時に実地調査し、所要の報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第15条　前各条の規定による条件に関し疑義のあるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、全て部局長の決定するところによるものとする。

注：この許可書は、標準様式を示したものであり、必要に応じ適宜内容を変更すること。

別記様式第３（第７条関係）

第　　　号
年　月　日

防衛大臣　殿

部　局　長

国有財産（　　）の取得について（報告）

標記について、下記　　　を取得したので防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第29条の規定に基づき報告する。

記

１　当該財産の台帳記載事項

(1)　口座名

(2)　所在地

(3)　区分、種目、数量等

区分	種目	用途・名称	構造・寸法・性能	数量	価格（円）

２　取得年月日及び事由

(1)　年月日

(2)　事由

３　相手方の住所及び氏名

４　その他参考事項

注：工作物（浮標、浮さん橋及び浮ドック）は、この様式に準じて作成する。

別記様式第４（第４条関係）

第　　　号
年　月　日

防衛大臣　殿

部　局　長

国有財産（　　）の所属替について（報告）

標記について、下記　　　を所属替したので防衛省所管国有財産（船舶等）の取扱いに関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第28号）第4条ただし書の規定に基づき報告する。

記

１　当該財産の台帳記載事項
(1)　口座名
(2)　所在地
(3)　区分、種目、数量等

区分	種目	用途・名称	構造・寸法・性能	数量	価格（円）

２　所属替年月日及び事由
(1)　年月日
(2)　事由
３　前所属部局長名
４　その他参考事項

注：工作物（浮標、浮さん橋及び浮ドック）は、この様式に準じて作成する。

別記様式第５（第７条関係）

第　　　号
年　月　日

防衛大臣　殿

部　局　長

国有財産（　　）の用途廃止について（報告）

標記について、下記　　　を用途廃止したので防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第29条の規定に基づき報告する。

記

１　当該財産の台帳記載事項

(1)　口座名

(2)　所在地

(3)　区分、種目、数量等

区分	種目	用途・名称	構造・寸法・性能	数量	価格（円）

２　用途廃止年月日及び事由

(1)　年月日

(2)　事由

３　その他参考事項

注：工作物（浮標、浮さん橋及び浮ドック）は、この様式に準じて作成する。

別記様式第６（第１１条関係）

防衛大臣　殿　　　　　　　　　　船　等　現　況　表　（　年　月　日現在　　　　　　　　第　　号

年　月　日

部　局　長

船　舶　　　　　　　　　　　　　　　　　（価格単位　　円）

区　分	種 別		隻　数	トン数	価　格
自衛艦	就役				
		計			
	除籍				
		計			
	合　計				
支援船	就 役				
	除 籍				
	合　計				
その他					
合　　計					

備　　考

取 得

種　別	名　称	トン数	価　格	事　由	年月日	摘　要

管 理 替 ・ 所 属 替

種　別	名　称	トン数	価　格	事　由	年月日	摘　要

用 途 変 更 ・ 用 途 廃 止

種　別	名　称	トン数	価　格	事　由	年月日	摘　要

除 籍 後 未 処 理

種　別	名　称	トン数	価　格	事　由	年月日	摘　要

取 得

種　別	名　称	トン数	価　格	事　由	年月日	摘　要

所 管 替 ・ 所 属 替

種　別	名　称	トン数	価　格	事　由	年月日	摘　要

用 途 変 更 ・ 用 途 廃 止

種　別	名　称	トン数	価　格	事　由	年月日	摘　要

除 籍 後 未 処 理

種　別	名　称	トン数	価　格	事　由	年月日	摘　要

船　舶　　　　　　　　　　　　　　　　　（価格単位　　円）

種　目	用　途	個　数	価　格
橋　梁	浮さん橋		
諸　標	浮　標		
合　　計			

備　　考

用　途	個　数	設置場所（口座名）		価　格	事　由	年月日	年月日

（日本産業規格Ａ列４番）

調整要領　１　種別欄は、海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令（昭和35年海上自衛隊訓令第30号）別表記載の種別毎に記載する。

２　備考欄は、当該期間において取得、所管換、所属替等の異動が生じた財産について、上記欄のとおり又はそれに準じて記載する。

３　船舶の「その他」の欄に、記念館三笠及び防衛装備庁に所属している船舶を記載するものとする。